

市川市スポーツ施設樹木等管理業務委託（北部） 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市スポーツ施設樹木等管理業務委託（北部）
- 2 業務目的 北部のスポーツ施設において、利用者が快適にスポーツを出来るよう、樹木剪定・草刈等を行うもの。
- 3 委託場所 市川市国府台1丁目6番4号 市川市スポーツセンター
- 4 委託期間 令和7年6月1日～令和8年2月28日

5 業務内容

ア) 業務内容・数量

名 称	規 格	単位	(予定)数量	摘 要
高木基本剪定	C=180～209 cm	本	1	
高木基本剪定	C=210～239 cm	本	1	
生垣機械刈込	H=1.5～2.5m 未満	m	180	
薬剤散布 B	C=60 cm 未満	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	C=60～119 cm	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	C=120～179 cm	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	C=180 cm 以上	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	H=0.6m 未満	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	H=0.6～1.5m 未満	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	H=1.5～3m 未満	本	1	発生時対応
薬剤散布 B	生垣	m	1	発生時対応
剪定防除	高木	本	1	発生時対応
剪定防除	H=1m 未満	本	1	発生時対応
剪定防除	H=1m～3m 未満	本	1	発生時対応
剪定防除	中低木	本	1	発生時対応
草刈（肩掛式）		m ²	1,960	傾斜地 年2回 980 m ² ×2

※ 本委託は単価契約のため上記数量については目安とし、監督職員との協議によって行った実績作業数量を清算数量とする。

イ) 実施条件

○実施環境

- ・ 現地の地形（平坦地、一部急斜面地有）・立地条件（病院、大学、住宅地に隣接）

- ・周辺の道路状況（前面道路（県道1号）の交通量多）

○実施上の留意事項

- ・周辺への配慮……住宅地に近接するため、作業時には十分影響を配慮すること。
- ・受託者は公園を巡視し、落枝要因となる枝、樹木の衰弱など問題箇所の発見に努め、監督職員に報告すること。

6 業務担当に関する事項

ア) 業務責任者の資格

- ・業務責任者は、「1級又は2級造園施工管理技士」とする。

7 実施方法

■ 樹木剪定

<共通事項>

ア) 資格者の配置……作業中は「1級又は2級造園技能士」もしくは「街路樹剪定士」を配置し、適切な指導管理の下作業を行うこと。

イ) 樹木剪定の目的……剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、こみすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的とする。

ウ) 協議と記録

- ・樹木剪定着手にあたり、受託者は監督職員と良く話し合い、剪定の目的・目標・留意事項などを良く理解したうえで、各々の作業を適切に行うこと。
- ・協議した内容は、必ず打合せ記録簿に残すこと。特に施行原則（Ex. ぶつ切り、芯止めの禁止）を変更する場合や業務上の重要点は丁寧に記載すること。

エ) 剪定方法は、それぞれの樹種、樹形に応じて、最も適切な方法（枝すかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝おろし等）によって行うこと。

オ) 見本切り

- ・作業の始めには見本切りを行い、監督職員の承諾を得てから作業を行うこと。実施場所が複数ある場合は、監督職員と協議する。
- 又、剪定期間が異なるときは、改めて見本切りを行うこと。

カ) 樹木の樹姿及び仕立て方

- ・景観上の目的から規格形にする場合を除き、自然形仕立てとする。
- ・特に必要と認められる場合を除き、見通し等を考慮するとともに、通風、採光、通行等において障害となる枝は除去すること。
- ・樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定すること。

キ) 剪定作業上の留意事項

- ・ぶつ切りは原則として行わない。やむを得ずぶつ切りを行う場合には監督職員と十分に協議を行うこと。
- ・太枝については二段伐りを行うこと。必要に応じて、吊り切りなどの安全対策を施すこと。

- ・樹形に応じて芯止めが必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
 - ・桜については直径 2 cm 以上、その他の樹木についても直径 5 cm 以上の切り口については、癒合剤を塗り樹木の養生を行うこと。
- ク) 敷地境界の離隔、安全性などの確保のため、以下を原則とする。
- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 1m 以上離して剪定すること。
 - ・道路沿いの樹木については、車道上 4.5m、歩道上 2.5m の建築限界を守ること。但し、樹高が低い場合は監督職員との協議を行って、剪定量を決定すること。
 - ・広場など人の立ち入りができる場所は、地盤面から 2m 以下の下枝を切り戻し、通行に支障を生じないようにすること。
 - ・遊器具の安全領域内に侵入している枝は、根元より除去すること。
 - ・交通への視覚障害（視距、信号機・標識の視認）、死角の要因となる枝葉は除去し、見通しを確保する。
- ケ) 不要になった棕櫚縄・幹巻材等や不用意に取り付けられた鉄線等は取り除くこと。
- コ) 作業中、以下のような問題を発見した場合には監督職員に報告し、対応策を協議すること。
- ・人、車等の通行箇所において、倒木・枝折れなど安全性に問題が生じる可能性がある場合
 - ・病虫害を発見した場合
- サ) 作業にあたっては、以下のような配慮を行い安全確保に努めること。
- ・作業にあたっては人、車等の通行場所の安全確保を確実に行って事故を防ぐこと。
 - ・高所での作業は、墜落制止用器具の着用を必ず行うなど安全対策を十分に行うこと。
- シ) 以下のような作業を行う際には、監督職員と協議し、周辺住民や利用者に対して事前に作業の内容、作業日時などについて「看板」などにて十分周知すること。
- ・公園等におけるシンボルツリーのような主要な樹木の剪定を行う場合
 - ・やむを得ずぶつ切りや強剪定等の樹木の容姿を著しく損なうような剪定を行う場合
 - ・公園等の広範囲の樹木について大規模な剪定を行う場合

○高木基本剪定、マツ基本剪定

- ア) 樹形の骨格をつくることを目的とする。
- イ) 剪定期は、原則として 10 月以降とする。但し、夏期の実施については、十分に監督職員と協議して決定すること。
- ウ) 原則として、極寒時は暖地性樹木の剪定は避けること。

○寄植、玉物、生垣刈込

- ア) 樹木の特性に応じて適切な時期及び刈込量等を十分に監督職員と協議し、決定

すること。

- ・花卉類は、花芽の分化時期と着生位置に留意し刈込を行うこと。

イ) 敷地境界・施設からの離隔など

- ・官民境界沿いの樹木については民地に越境しない様に、官民境界から 50 cm 以上離して刈込むこと。
- ・車道・歩道に面した部分は、境界から 10 cm 程度公園側にて刈込むこと。又、刈込高さは、特に目隠しとして必要と認められる場合を除き、地際から概ね 1m 以下の高さとし、防犯上周囲から公園内が見通せるようにすること。尚、交差点に面したコーナー部分は車両運転手の見通しを確保するため、角から 5m 程度は車道から 80 cm を超えないように刈込むこと。
- ・公園、敷地内の通路に面した部分は、植樹ブロックの内側にて刈込みを行い、通路幅を確保すること。
- ・原則としてベンチ周辺(概ね 50 cm 程度)及び、遊具の安全領域内に樹木が越境しないよう刈込を行うこと。

ウ) 仕立て方の留意点

- ・枝の込み合っている部分は中透かしを行うこと。
- ・列植ものは高さ・幅の通りを通すこと。
- ・刈込面に枝の切口(直径 1 cm 程度以上)があるとき及び、切口を傷めた場合は切り戻しを行うこと。
- ・玉物刈込は刈地原型を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝は輪郭線を作りながら刈込むこと。
- ・生垣刈込は 1 度で刈込まないで、数回の刈込を通して徐々に刈地原型に仕立てること。特に、ヒノキやサワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- ・生垣刈込の上幅は下幅よりも狭くすること。(概ね 3～5 厘勾配程度)
- ・生垣及び列植部において枝葉の疎放な部分は、必要に応じて疎密をなくすように枝葉の誘引を行うこと。

エ) 管理目標にはない植物の除去

- ・刈込範囲内に、実生の木がある場合は根元より除去を行うこと。
- ・つる性植物が樹木に絡まっている時は除去すること。

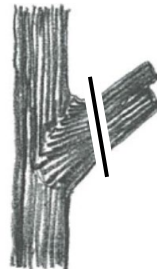
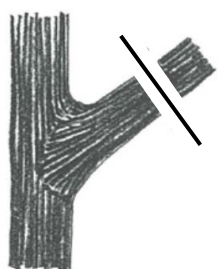
<剪定 参考図>

【ぶつ切りの禁止】

枝の途中でぶつ切りするのではなく、枝の分岐部の根元（ブランチカラー（枝の襟））を傷つけない位置）で剪定すること

×

○

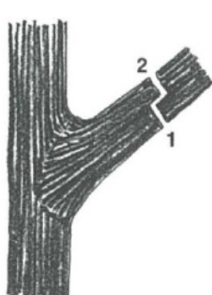


【太枝の剪定】

一度に大枝を切ると、枝の重さでつけ根から裂ける

1に切り込みを入れて枝の裂けを防ぎ、2にノコギリを入れ、枝先を切り落とす

「枝の襟（ブランチカラー）」を傷つけない位置3で軽くなった残りの枝を切り落とす

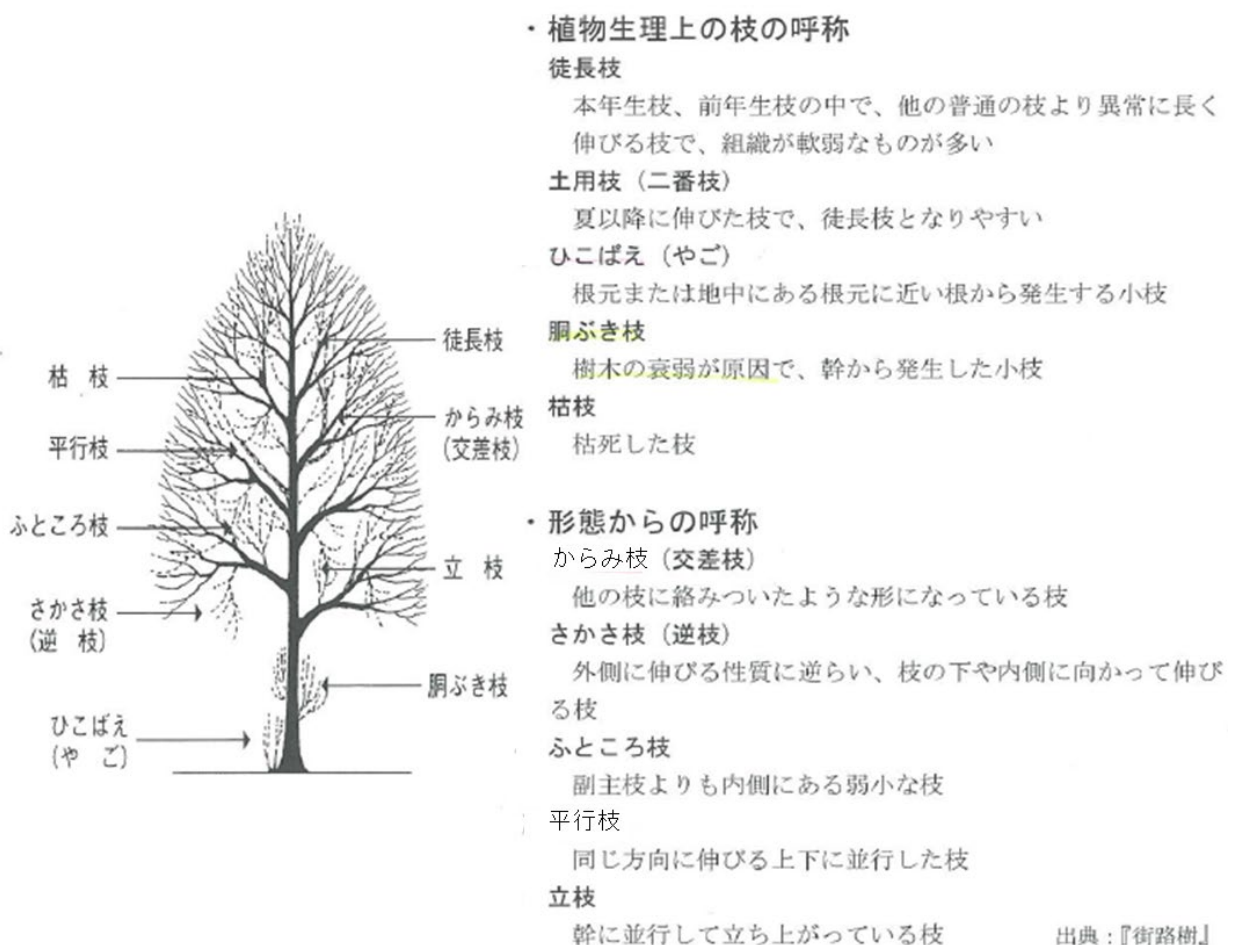


出典：『街路樹』

出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 26 p 図 2-8

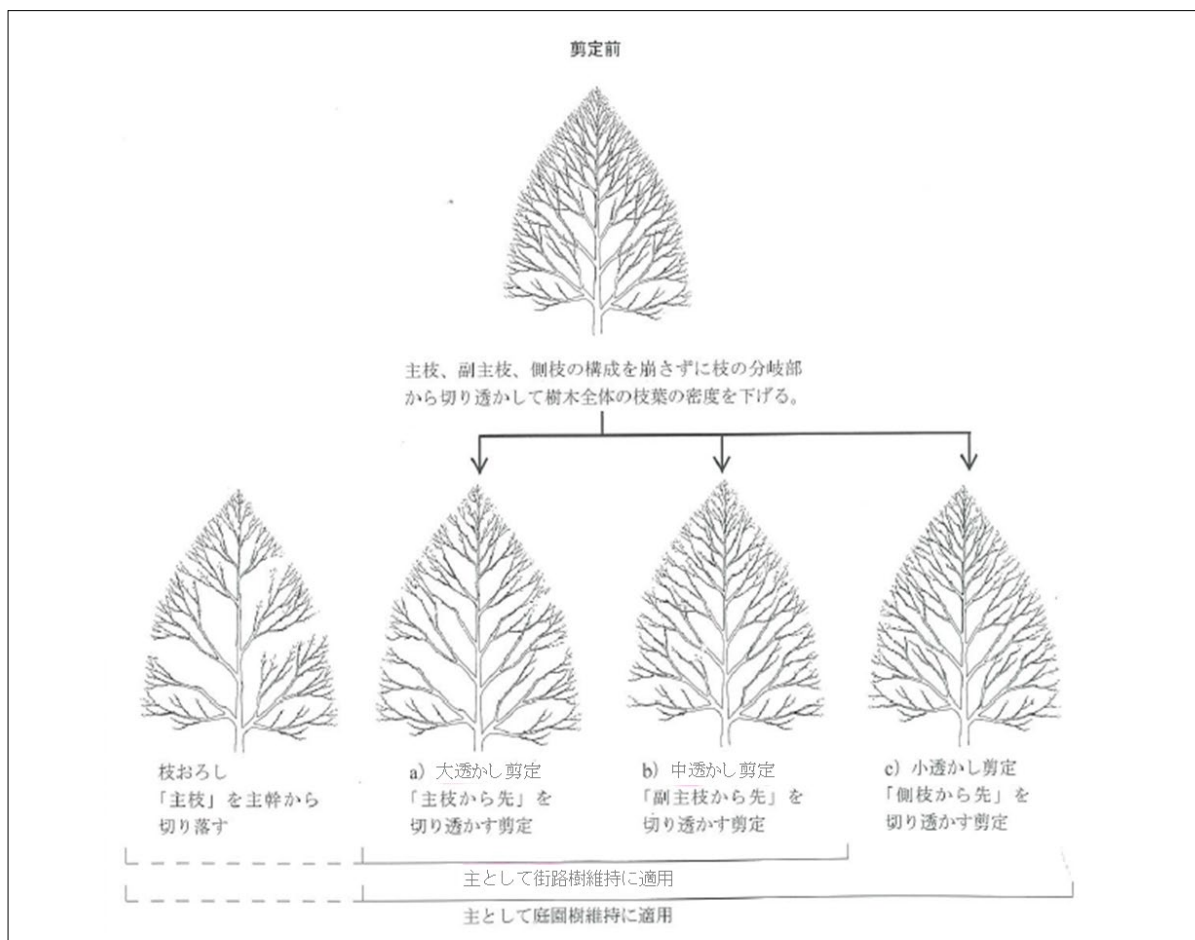
【主な不要枝】

- 徒長枝：当年生枝、前年生枝の中で、他の枝より異常に長く伸びる枝。
土用枝：春の成長が停止した後、夏以降に再び伸びる枝。徒長枝になりやすい。
ひこばえ：根元、又は地中にある根元に近い根から発生する枝。別名やご。
胴吹き枝：樹木の衰弱などが原因で、幹から多数発生する小枝。
からみ枝：他の枝に絡まるように伸びる枝。
さかさ枝：樹木特有の性質に逆らって下方や樹冠内部に伸びる枝。
ふところ枝：樹冠の内部で伸びる弱小な枝。
平行枝：同じ方向に近接して伸びる枝。
立枝：幹に平行して立ち上がって上に伸びる枝。



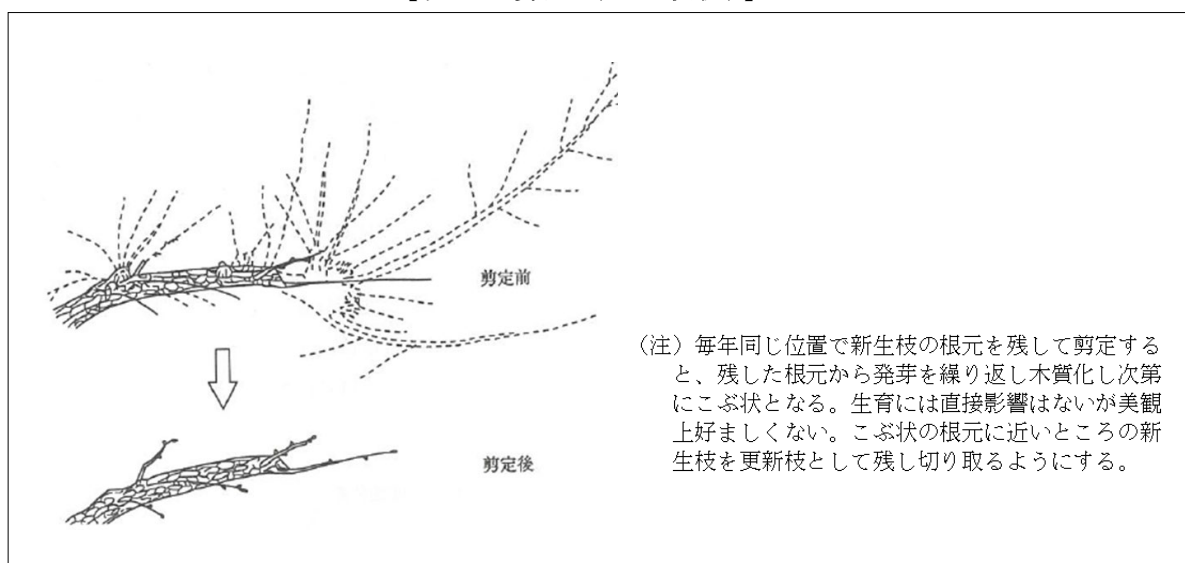
出典：（一社）日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 21 p 図 2-3

【枝抜き剪定】



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」22 p 図 2-4

【切返し剪定（こぶ状枝）】

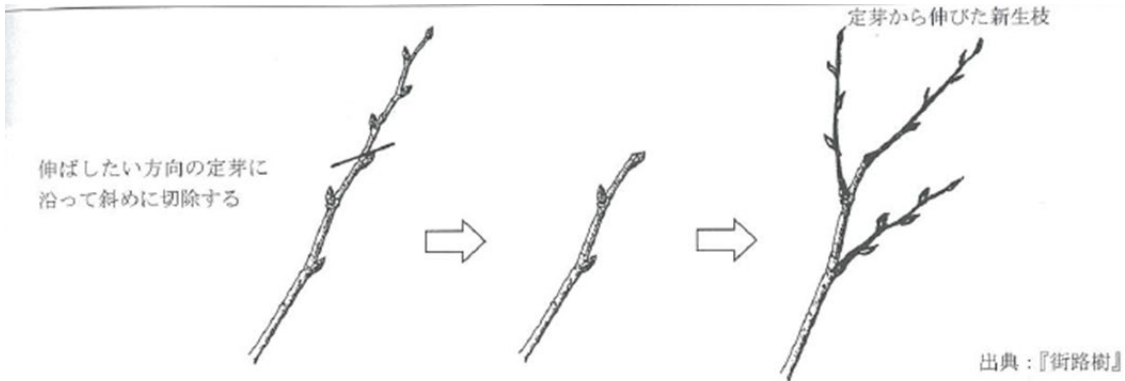


出典：(一財) 経済調査会「緑化植栽マニュアル 計画・設計から施工管理まで」

392 p 図 7-12 より

【切詰剪定】

(定芽がある若い枝の切り詰め)

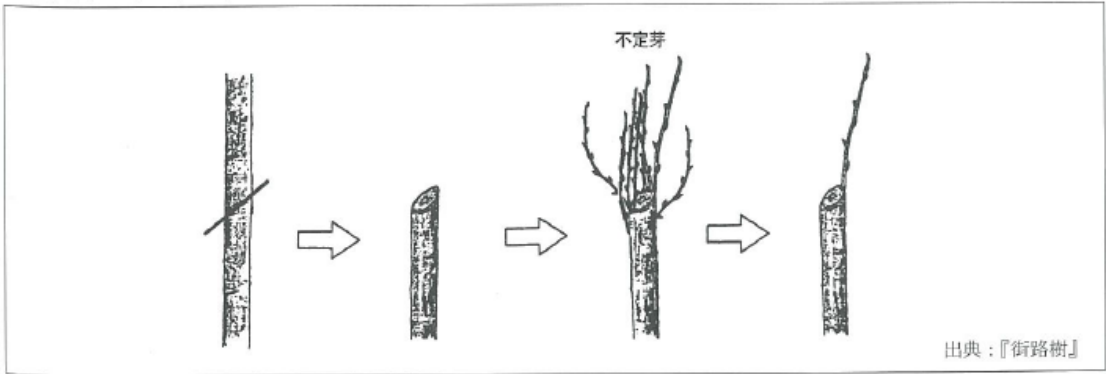


	適	不適
〈互生の場合〉		
〈対生の場合〉		

■ 剪定後の枯れ込み部位

出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」27 p 図 2-9-①

(定芽のない古い枝の切り詰め)



出典：(一社) 日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」 図 2-9-②

■ 病虫害防除

<共通事項>

- ア) 目的……病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれたりする前に適切な措置を講じ、病虫害による被害を最小限にすることを目的に行う。
- イ) 害虫については、原則として剪定防除を第 1 に優先し、薬剤散布は、害虫が樹木全体に拡散して剪定防除では対応できない場合に行うこと。
- ウ) 受託者は他作業(草刈、刈込等)時に害虫の発生を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し対応について協議を行うこと。

○薬剤散布

ア) 薬剤散布の適用条件

- ・病虫害の発生していない樹木・影響範囲外の樹木及び、予防のための散布は絶対に行わないこと。
- 対象樹木・散布範囲は必要最小限度とする。

イ) 散布日時

- ・散布日時については監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・薬剤散布は、無風又は風の弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- 特に田や畑近辺での散布については、作物のポジティブリスト制度（食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度）があるため、必ずドリフト低減措置を行って周辺作物への影響防止対策を徹底すること。
- ・雨上がりの幹肌が濡れた状態及び、散布後の降雨の影響で薬剤が流れないように、十分な乾燥時間が取れない場合は散布を延期すること。

ウ) 資格者の配置

- ・薬剤散布は、「千葉県農薬管理指導士」の適切な指導管理の下行うこと。

エ) 薬剤散布の仕様・注意点

- ・農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って行うこと。
- ・病虫害の被害状況を良く把握し、薬剤には必ず展着剤を混合して残存効果期間を延ばすとともに、ドリフト低減措置を記載した散布計画書を提出して監督職員の承諾を得てから着工すること。
- ・薬剤散布は、樹幹、樹枝、枝葉の表裏をむらなく行うこと。
- ・薬剤散布 A は、汎用的な効果のある非有機リン系農薬を使用し、害虫に耐性がつかないよう農薬の種類を変更すること。（同一種類の継続は概ね5年程度とすること）
- ・チョウ、ガの幼虫駆除に特定する場合は、薬剤散布 B を使用し使用農薬は「フルベンジアミド水和剤」を使用すること。
- ・薬剤の空容器については、適正な処分をすること。
- ・散布後は、落下してきた害虫の清掃を行い、害虫の死骸による第三者への不快感

を与えないようにすること。

オ) 周辺住民への配慮

- ・受託者は、周辺住民に対して事前に農薬の目的、散布日時、使用農薬の種類等について「看板」及び「チラシ」等にて十分周知するとともに、散布作業時には、「たて看板」の表示等により住民が立ち入らないよう最大限の配慮を行うこと。
- ・散布後の一定期間（概ね1週間程度）、散布と薬剤等についての周知を行うこと。

カ) 散布後について

- ・散布完了日から2週間以内に害虫等が確認された場合には、受託者の責任において再度薬剤散布を行うこと。

キ) 作業記録

- ・受託者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称ならびに使用した農薬の単位面積あたりの使用量及び希釈倍率を記載した農薬使用記録簿を作成し、一定期間(3年間)保管すること。

・ 主な害虫及び樹種

種 類	発生しやすい樹種	発見のポイント
チャドクガ	ツバキ、サザンカ類 (4～9 月頃)	・ 葉表に整然と並んでいる。
モンクロシヤチホコ	サクラ、ウメ等バラ科植物 (8～10 月頃)	・ 葉に並んで群生するので、よく観察する。
イラガ	サクラ、シラカシ、カエデ、ベニカナメモチ等 (4～9 月頃)	・ 集団で葉裏に寄生し食害するため、葉が透かし状になる。 ・ 地面に黒い虫糞が無数に落ちている。
アメリカシロヒトリ	サクラ、ハナミズキ、プラタナス、モミジバフウ、ウメ等 (5～10 月頃)	・ 葉を糸でつづり合わせた巣網を作る。 ・ 葉脈を残して食害するので、葉が透かし状になる。
マツカレハ	クロマツ、アカマツ、ヒマラヤスギ、モミ等 (5、9 月頃)	・ 集団で新芽を食害するため、被害部分が塊状になる。 ・ 枝の先に茶灰色の繭を作る。

・ 高木標準薬剤散布量（散布量は薬剤 A、B とも同じ） 100 本当たり

幹 周 (cm)	60 未満	60～119	120～179	180 以上
散布量 (ℓ)	350	770	1220	1670

・ 中低木標準薬剤散布量 100 本当たり

樹 高 (m)	0.6 未満	0.6～1.5 未満	1.5～3 未満
---------	--------	------------	----------

散布量(ℓ)	100	150	220
--------	-----	-----	-----

- ・中低木標準薬剤散布量（寄植） 100 m²当たり

樹 高(m)	1.0 未満	1.0 以上
散布量(ℓ)	100	150

- ・生垣標準薬剤散布量 100m 当たり

種 別	生 垣
散布量(ℓ)	330

- ・芝生地標準薬剤散布量 100 m² 当たり

種 別	芝生地
散布量(ℓ)	50

○ 剪定防除

- ア) 受託者は他作業(草刈、刈込など)時に害虫の初期発生(巣網又は拡散が少ない)を発見した場合は、直ちに監督職員に報告し対応について協議を行うこと。
- イ) 受託者は対象樹木を良く観察し、害虫の発生している枝をすべて、根元から剪定を行って毛虫の捕獲を行い、取り残しの無いようにすること。
- ウ) 剪定防除完了後 1 週間以内に巣網の取り残しが確認された場合には、受託者の責任において再度剪定防除を行うこと。
- エ) 剪定枝の清掃は入念に行い、毛虫の取り残しの無いようにすること。又、剪定枝については処分場による焼却処分等を行って害虫の拡散を防ぐこと

■ 草刈り・芝刈り

<共通事項>

ア) 目的と工法

- ・草刈り及び芝刈りは、公園緑地及び植栽空間の美観を維持、又は利用性の向上、防犯・防災、及び草地環境の維持保全の為に、環境に合わせた工法で行う。

イ) 作業後について

- ・作業完了後 1 週間以内の確認時に、明らかな刈むら及び刈残しが見られた場合には、受託者の責任において再度行うこと。

ウ) 廃棄物の処理について

- ・除草による発生材は一般廃棄物とし、適切に処理した旨を示した伝票を提出しなければならない。
- 但し、処分費が含まれない委託（刈りっぱなし、集草まで、運搬まで）に関しては、監督職員の指示による。
- ・作業範囲内の廃棄物（塵芥）については入口付近又は収集しやすいところに集積し、監督職員に連絡すること。

○草刈・芝刈

ア) 適切な機械・手法の適用

- ・現場状況に応じ、適切な機械・手法（肩掛け式、ハンドガイド式、人力など）を用い作業を行うこと。
- ・樹木周り、施設近辺においてはチップソー・ナイロンコードの使用は厳禁とし、必ず人力による作業を行って樹木及び施設等が損傷しないよう注意すること。
尚、ハンドガイド計上内における「肩掛け式」「人力除草」による作業費、肩掛け計上内における「人力除草」による作業費は、別途計上せず、ハンドガイド計上及び肩掛け計上の各単価に含めるものとする。
- ・公園、広場など障害物のない空地において1,000㎡/箇所を超える草刈は、原則として、ハンドガイド式草刈機（HG式）を適用するが、樹木・施設などの障害物などがある場合は、状況に応じた機械・手法を適用する。

イ) 実施時期、実施範囲等

- ・実施回数……2回/年とする。
- ・実施時期……1回目は7月頃、2回目は10月頃を想定している。
- ・実施範囲……別紙2に示す
- ・具体的な実施に当たっては、実施時期、実施範囲等は監督職員と十分に協議し決定すること。

ウ) 草刈・芝刈の仕様・注意点

- ・刈込高（通常1～3cm以下）等は、監督職員と十分に協議し決定すること。
- ・機械を用い草刈・芝刈を行う場合は、作業時の飛石が第三者及び車両等に当たらないように、ネット等を用いて養生を行うこと。
- ・草刈・芝刈時に樹木の幹肌を損傷し樹木が枯損した場合や施設に損傷を与えた場合は、受託者の負担で同等品の補植・補修を行うこと。
- ・刈りむら及び刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ・フェンスや樹木に絡まっているつる性植物も全て地際で刈り取ること。
- ・草刈・芝刈範囲内について、実生の木がある場合は地際で刈り取るとともに、高木の高さ2m以下の胴吹き・ヤゴについては除去し、伐採木より枝が伸びている場合も伐採面より除去を行うこと。
- ・刈りっぱなし箇所においても、出入口付近及び舗装通路部等においては刈草を去除くこと。
- ・芝生地については、ほふく茎が芝生地内外の施設に乗り上がらないよう、又、低木の根元に進入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。
- ・草刈・芝刈時に合わせて枯葉及びゴミの清掃を行い、収集した塵芥は、監督職員が指定する場所に集積すること。尚、清掃費は別途計上せず、草刈・芝刈計上の各単価に含めるものとする。
- ・刈草の収集や清掃を行うときは、刈草や塵埃が飛散しないように注意し、第三者及び車両などへ迷惑が掛からないようにすること。

8 添付資料

- ・案内図 . . . 別紙 1
- ・実施箇所図 . . . 別紙 2
- ・業務完了報告書 . . . 別紙 3
- ・完了届 . . . 別紙 4

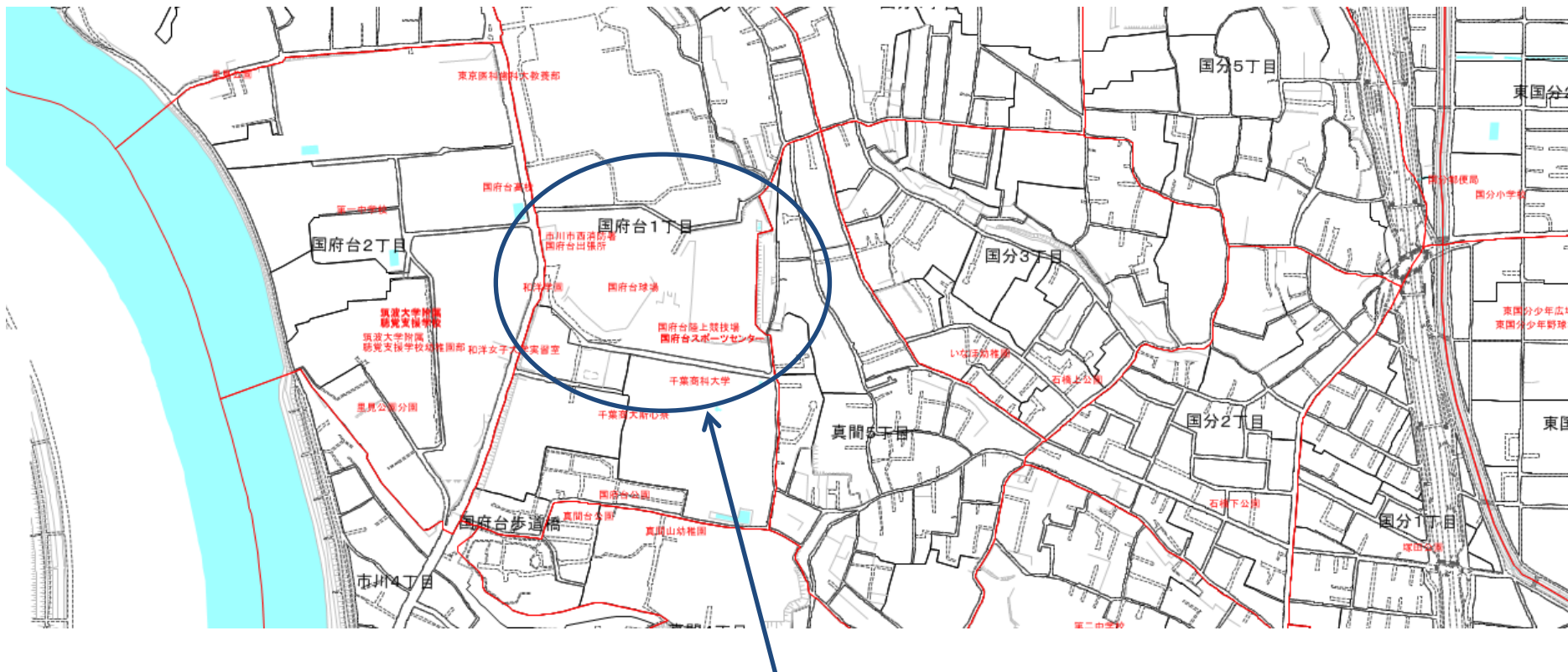
9 提出書類

- ・受託者は、業務の実施にあたり、業務開始までに共通仕様書 5－1 業務計画書に記載の業務計画書を提出するものとする。
- ・受託者は、第 1 期（6～9 月）作業終了後、共通仕様書 5－3 納品図書に記載の第 1 期分納品図書、業務完了報告書、請求書を 10 月末までに委託者に提出するものとする。
- ・受託者は、第 2 期（10～2 月）作業終了後、共通仕様書 5－3 納品図書に記載の第 2 期分納品図書、完了届、請求書を委託期間満了日までに委託者に提出するものとする。

10 その他

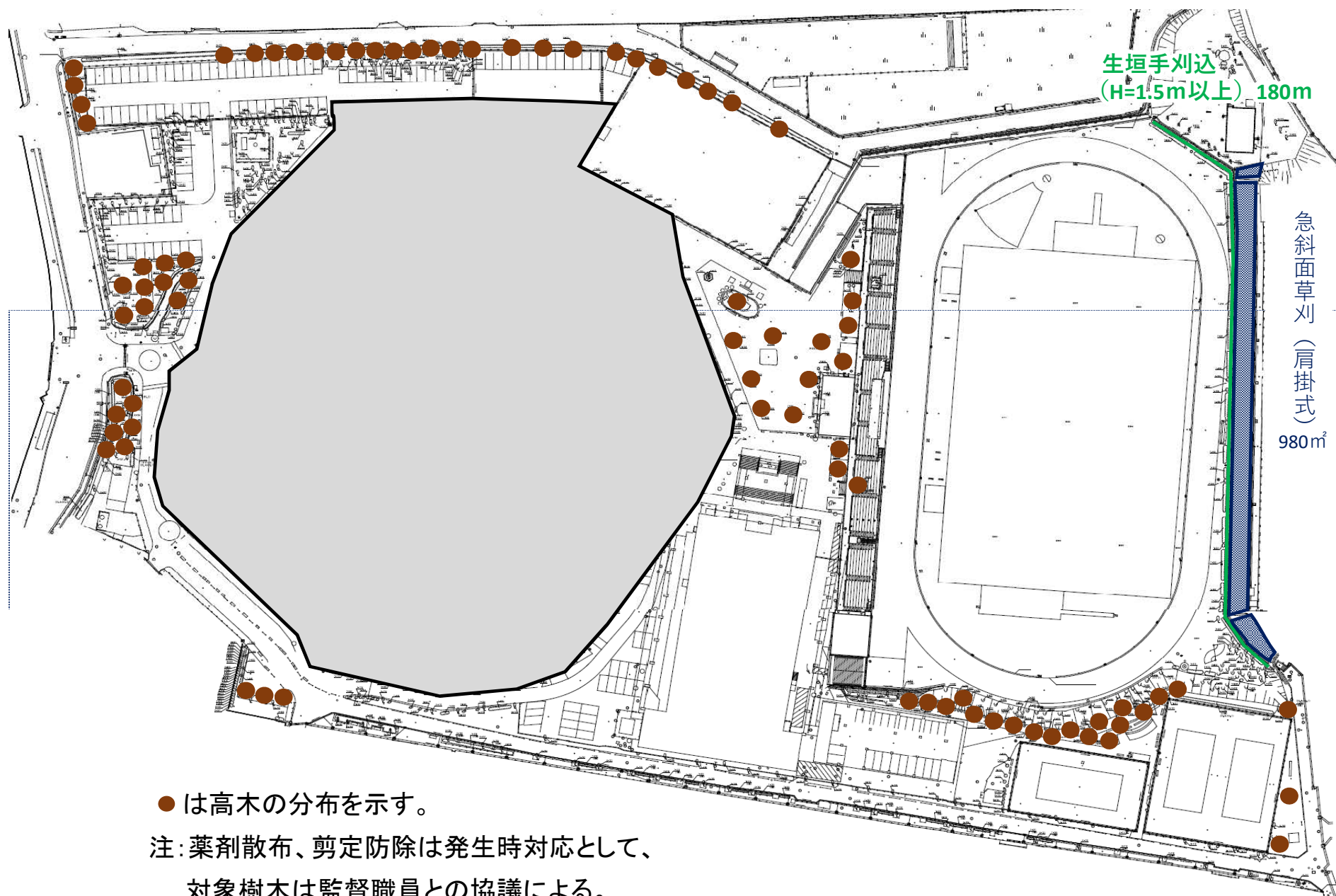
- ア) 剪定及び刈込後、樹高 3m 未満の樹木及びシュロ・ヤシ・ソテツ等特殊樹木については幹周にかかわらず中木とする。
- イ) 受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。
- ウ) 委託期間中の不適切な管理（草刈時等）により樹木が枯損した場合は、受託者の負担で同等樹木の補植を行うこと。

別紙1 市川市スポーツ施設樹木等管理業務委託（北部）案内図



市川市スポーツセンター

別紙2 市川市スポーツセンター 実施箇所図



令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

業 務 完 了 報 告 書

下記のとおり業務が完了したので、報告いたします。

記

1. 委 託 名

2. 委 託 料 金 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

3. 委 託 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4. 完 了 日 令和 年 月 日 (期分)

5. 作 業 報 告 別紙実績報告書のとおり

以 上

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 委 託 場 所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は
総額を記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日